

介護保健施設成和ナーシングプラザ利用料のご案内

令和3年4月1日現在

(介護)1. 基本サービス費(介護老人保健施設通所リハビリテーション費) 通常規模通所リハビリテーション費(1日当たり)

	介護度	基本サービス費	地域加算	介護保険10割	自己負担分 2割
所要時間 1時間以上 2時間未満	要介護1	366 単位	10.55	3,861 円	772 円
	要介護2	395 単位	10.55	4,167 円	833 円
	要介護3	426 単位	10.55	4,494 円	899 円
	要介護4	455 単位	10.55	4,800 円	960 円
	要介護5	487 単位	10.55	5,138 円	1,028 円

(介護)2. 加算項目(基本サービス費に加算)

加算項目	単位	内容
理学療法士等体制強化加算	30 単位	規程範囲の職員は配置を行っている場合に加算
中重度者ケア体制加算	20 単位	中重度者の受け入れや看護師の配置等体制した場合
移行支援加算	12 単位	当通所を修了し活動や参加へ移行された方が一定割合等の条件を満たした場合に翌年度より加算
送迎減算	-47 単位	家族等の送迎により当施設が送迎を行わない場合(片道)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位	介護福祉士70%以上、勤続10年以上25%以上のいずれか
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	介護福祉士40%以上、勤続7年以上30%以上のいずれか
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	全ての合計単位数に2.0%を乗じた単位数を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全ての合計単位数に4.7%を乗じた単位数を加算	

★ 体制加算については人員の体制により変動することがあります

(介護)3. リハビリ加算(基本サービス費に加算)

加算項目	単位	内容
リハビリマネジメント加算(A)イ(1) 6ヶ月以内	560 単位	リハビリテーション会議の開催と、進捗状況の評価を定期的に行い適切なリハビリテーションを実施する。
(A)イ(2) 6ヶ月以降	240	
リハビリマネジメント加算(A)ロ(1) 6ヶ月以内	593 単位	上記に加え、国への進捗状況の定期的な評価を報告する。
(A)ロ(2) 3ヶ月以降	273	
リハビリマネジメント加算(B)イ(1) 6ヶ月以内	830 単位	リハビリテーション会議の開催と、進捗状況の評価を定期的に行い適切なリハビリテーションを実施する。立案された計画や進捗状況等について医師が利用者に説明をし同意を得る。
(B)イ(2) 6ヶ月以降	510	
リハビリマネジメント加算(B)ロ(1) 6ヶ月以内	863 単位	上記に加え、国への進捗状況の定期的な評価を報告する。
(B)ロ(2) 6ヶ月以降	543	
短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院・退所後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算	110 単位	
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ	240 単位	認知症と診断された利用者の方へ退院・退所又通所開始時3カ月以内に限り1週間に2回を限度として算定
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	1920 単位	認知症と診断された利用者の方へ退院・退所又通所開始時3カ月以内に限り必要な通所リハビリテーション計画書を作成し1カ月に4回以上実施する場合月に1度算定
生活行為向上リハビリテーション加算 利用開始から6カ月以内	1250 単位	生活向上の為の研修を修了したリハビリスタッフにより生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーション計画を作成し6カ月の集中的なリハビリテーションを利用することで 利用開始から6カ月間に限り実施した1日に1度算定が可能

◆生活向上リハビリテーション加算算定後通所リハビリテーションを継続した場合、対象月から6ヶ月間15%減算

(介護予防)1. 介護予防通所リハビリテーション費(介護予防の単位はすべて月)

	要介護度	基本サービス費	地域加算	介護保険10割	自己負担分 2割
1ヶ月あたりの費用	要支援1	2053 単位	10.55	21,659 円	4332 円
	要支援2	3999 単位	10.55	42,189 円	8438 円
利用開始後1年を超えた 1ヶ月あたりの費用	要支援1	2033 単位	10.55	21,448 円	4290 円
	要支援2	3954 単位	10.55	41,715 円	8343 円

サービス提供体制加算Ⅰ	要支援1	88 単位	介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上
	要支援2	176	
サービス提供体制加算Ⅱ	要支援1	72 単位	介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上
	要支援2	144	
サービス提供体制加算Ⅲ	要支援1	24 単位	直接提供する職員総数のうち勤続3年以上40%
	要支援2	48	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		全ての合計単位数に2.0%を乗じた単位数を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		全ての合計単位数に4.7%を乗じた単位数を加算	

★ 体制加算については人員の体制により変動することがあります

(介護予防)2. 選択的サービス

加算項目	単位	内容
運動機能向上加算	225 単位	運動器機能向上の為の個別プラン作成時に加算
栄養改善加算	200 単位	低栄養状態にある場合のケア計画作成時に加算
口腔機能向上加算	150 単位	口腔機能の低下時に改善の為のケア計画作成時に加算
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480 単位	1月に運動・栄養・口腔のうち2種類のサービスを提供している場合に加算
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700 単位	1月に運動・栄養・口腔のうち3種類すべてのサービスを提供している場合に加算
事業者評価加算	120 単位	加算項目により利用者の状態が一定割合変化する事業者に加算

(共通)1. 保険外自己負担(利用者の希望により提供)

項目	単価	備考
日常生活品費	30 円	フェイスタオル・おしぼり・ペーパータオル

介護保健施設成和ナーシングプラザ利用料のご案内

令和3年4月1日現在

1. 基本サービス費(介護老人保健施設通所リハビリテーション費) 通常規模通所リハビリテーション費(1日当たり)

	介護度	基本サービス費	地域加算	介護保険10割	自己負担分 1割
所要時間 6時間以上 7時間未満	要介護1	710 単位	10.55	7,491 円	749 円
	要介護2	844 単位	10.55	8,904 円	890 円
	要介護3	974 単位	10.55	10,276 円	1,028 円
	要介護4	1129 単位	10.55	11,911 円	1,191 円
	要介護5	1369 単位	10.55	14,443 円	1,444 円

2. 加算項目(基本サービス費に加算)

加算項目	単位	内容
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	入浴時加算
栄養改善加算	200 単位	低栄養状態にある場合のケア計画の際(月2回を限度)
口腔機能向上加算	150 単位	口腔機能低下して状態で口腔機能改善計画策定時に加算
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位	6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認しケアマネに提言する加算
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位	6ヶ月ごとに栄養状態について確認しケアマネに提言する加算
栄養アセスメント加算	50 単位	管理栄養士と介護職員等が共同し栄養アセスメントを行い相談に応じる
中重度者ケア体制加算	20 単位	中重度者の受け入れや看護師の配置等体制した場合
重度療養管理加算	100 単位	要介護3・4・5で厚労省が定める処置が必要な状態の方に対して加算
移行支援加算	12 単位	当通所を修了し活動や参加へ移行された方が一定割合等の条件を満たした場合に翌年度より加算
送迎減算	-47 単位	家族等の送迎により当施設が送迎を行わない場合(片道)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位	介護福祉士70%以上、勤続10年以上25%以上のいずれか
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	介護福祉士40%以上、勤続7年以上30%以上のいずれか
リハビリテーション提供体制加算	24 単位	理学療法士等が利用者25名に対して1人以上配置がある
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	全ての合計単位数に2.0%を乗じた単位数を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全ての合計単位数に4.7%を乗じた単位数を加算	

★ 体制加算については人員の体制により変動することがあります

3. リハビリ加算(基本サービス費に加算)

加算項目	単位	内容
リハビリマネジメント加算(A)イ(1) 6ヶ月以内	560 単位	リハビリテーション会議の開催と、進捗状況の評価を定期的に行い適切なリハビリテーションを実施する。
(A)イ(2) 6ヶ月以降	240 単位	
リハビリマネジメント加算(A)ロ(1) 6ヶ月以内	593 単位	上記に加え、国への進捗状況の定期的な評価を報告する。
(A)ロ(2) 3ヶ月以降	273 単位	
リハビリマネジメント加算(B)イ(1) 6ヶ月以内	830 単位	リハビリテーション会議の開催と、進捗状況の評価を定期的に行い適切なリハビリテーションを実施する。立案された計画や進捗状況等について医師が利用者へ説明をし同意を得る。
(B)イ(2) 6ヶ月以降	510 単位	
リハビリマネジメント加算(B)ロ(1) 6ヶ月以内	863 単位	上記に加え、国への進捗状況の定期的な評価を報告する。
(B)ロ(2) 6ヶ月以降	543 単位	
短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院・退所後又は認定日から3ヶ月以内	110 単位	退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ	240 単位	認知症と診断された利用者の方へ退院・退所又通所開始時3か月以内に限り1週間に2回を限度として算定
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	1920 単位	認知症と診断された利用者の方へ退院・退所又通所開始時3か月以内に限り必要な通所リハビリテーション計画を作成し1か月に4回以上実施する場合月に1度算定
生活行為向上リハビリテーション加算 利用開始から6か月以内	1250 単位	生活行為向上のための研修を修了したリハビリスタッフにより生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーション計画を作成し6か月の集中的なリハビリテーションを利用することで 利用開始から6か月間に限り実施した1日に1度算定が可能

◆生活向上リハビリテーション加算算定後通所リハビリテーションを継続した場合、対象月から6ヶ月間15%減算

4. 食費 介護保険給付外（利用者の希望により提供）

1食あたり	769 円	食材料費(昼)・調理コストを算出し設定
-------	-------	---------------------

5. その他 介護保険給付外(利用者の希望により提供)

項目	単価	備考
嗜好食	132 円	午後にかかる食材料費(課税)
日常生活品費	50 円	フェイスタオル・おしぼり・ペーパータオル(1日当たりの単価)
教養娯楽費	100 円	クラブ活動費・レクリエーション費(参加ごとの単価)
リハビリパンツ(M)	183 円	おむつ代は利用者によって使用枚数は変化しますのでご了承ください。(1枚当たりの単価)
リハビリパンツ(L)	224 円	
ケアパット	50 円	